

複雑化する消費者トラブル



知ることのできる被害

困ったときは…

消費生活センターへ



日々変わる手口により、「無料で点検します」などと称して訪問し点検後に高額な契約を勧める点検商法や、1回限りと思っていたら定期購入だったなど、巧妙な手口による消費者トラブルが増えています。

困ったときは一人で悩まず、消費生活センターへご相談ください。

よくあるトラブル事例

消費生活センターに多く寄せられている主なトラブル事例とそれに対するアドバイスを紹介します。

訪問販売や電話勧誘に注意!

事例

「無料で点検」と称して電話や突然自宅を訪問され「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、不安をあおられ契約してしまった。「点検だけなら」「無料なら」と来訪や作業を了承したところ、事業者のペースに乗せられて不要な契約をしてしまい、高額な代金を請求されてしまった。契約を解約したい。

アドバイス

被害を防ぐために、「無料」という言葉をうのみにしない、すぐにその場で契約せず、点検を依頼するつもりがなければきっぱりと断る、依頼したい場合でも複数の業者から見積もりを取って作業内容や作業代金を確認することを心がけましょう。



お試しのつもりが定期購入に!?

事例

インターネット広告でサプリを注文。1回だけのお試しのつもりが、2回目が届いたので送り返すと、請求書だけが送られてきた。

アドバイス

インターネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法、条件、支払総額などを確認し、これらの記載はスクリーンショットなどで必ず保存しましょう。



海外からの不審な電話に注意!

事例

最近、「+1」から始まる国際電話が多くかかってくる。電話に出ても無言だった。国際電話の受電を拒否する設定をしたいがどうしたらよいか。

アドバイス

国際電話を利用しない方は、利用休止申請などをお願いします。また、心当たりのない国際電話は詐欺の電話である可能性が高いです。怪しい電話には出ない、折り返さないようにしましょう。

※利用休止申請は、消費生活センターで受け付けます



問 消費生活センター ☎390・0086

消費生活センターって何をしてくれるの?

まず、相談員が相談内容を詳しく聞き取り、内容によって、消費者が事業者と自主交渉をするための「情報提供」や「助言」を行います。消費者と事業者の交渉力に格差があると判断すれば、相談員が間に入って話し合いの調整を行います。

また、専門家の支援が必要な場合は適切な機関を紹介いたします。



相談できる内容

- ▶ 訪問販売、通信販売、定期購入のトラブル
- ▶ 契約や取引でのトラブル
- ▶ 多重債務（借金）に関すること
- ▶ クーリングオフの手続き方法 など

※個人間取引、近隣関係トラブル、賠償請求、労働問題、相続や家族関係のトラブルについての相談は、受け付けていません

消費生活相談 ID 1000727

- 対象** 市内在住の方
※事業者からの相談はお受けできません
- 時** 月～金曜日午前10時～午後4時
※祝日、12月29日～1月3日を除く
- 相談受付** 消費生活センター（市役所10階）
相談専用電話 ☎390・0030
※来所による相談もできます（相談予約可）

※メールやファクスでの相談は受け付けていません



消費者庁 消費者ホットライン188 ▶
イメージキャラクター イヤヤン

令和8年度

消費者月間パネル展

見える情報 見えない仕組み

～A I時代の消費者力を高めるために～

欲しい商品やサービスが簡単に検索できるようになったデジタル社会において、便利さの裏側に潜む危険性を理解し、消費者として判断力を高めてみませんか。



時 5月1日(金)～28日(木)午前8時30分～午後5時
※土曜日、祝日を除く

所 市民ホール（市役所1階）

ID 1048210